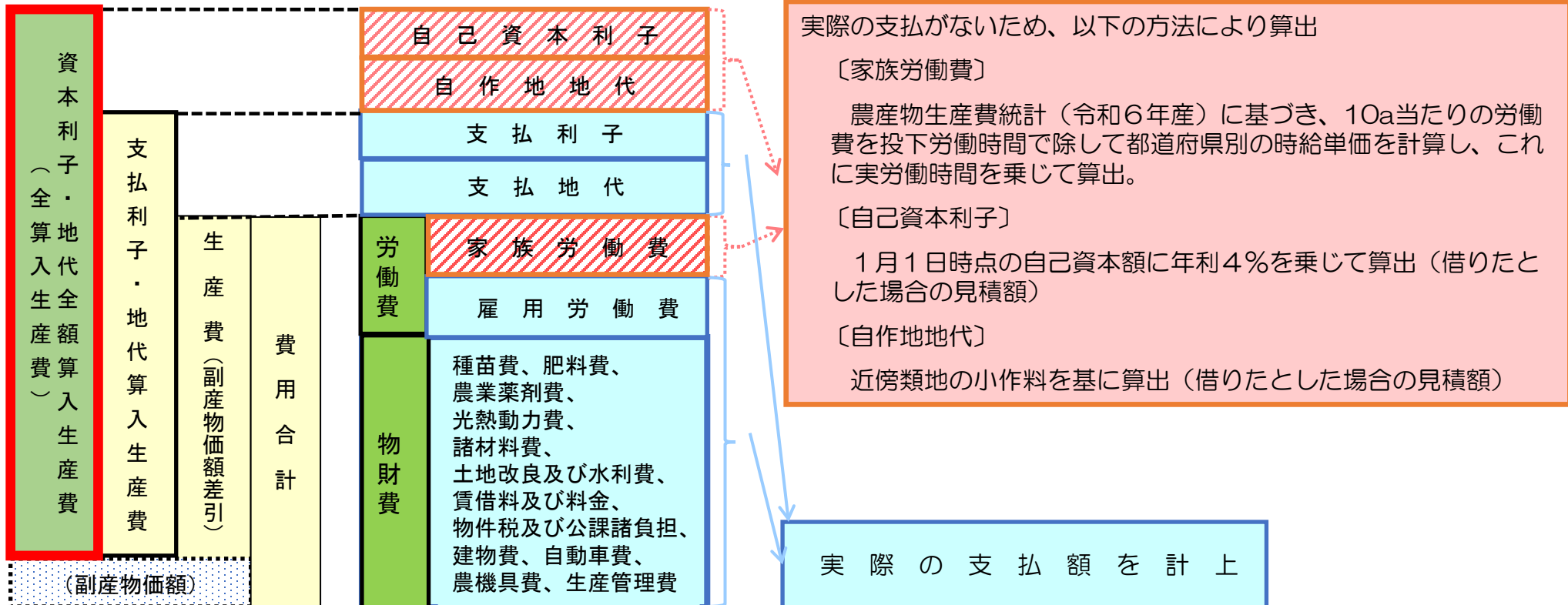


生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ 生産コストの考え方と区分

1 生産費の基本的な考え方

- 本事業における『生産コスト』については、農林水産省統計部の農業経営統計調査（生産費統計）における「資本利子・地代全額算入生産費」に準じるものとし、具体的には次ページ以降の「生産コストの費目分類の概要①～③」に基づき算出するものとする。
 - ※1 生産コストの範囲：農産物の生産開始から収穫・調製までの範囲。
 - ※2 生産コストの考え方：農産物の生産のために消費した経済価値の合計であり、①外部支払いがあるものはその支払額、②外部支払いがないもの（家族労働費、自己資本利子、自作地地代）は、外部から調達したものと見なして評価。
- 生産コストとは、出荷するまでの保管場所への設置等の作業までの経費とする。なお、出荷や販売に関する経費（販売管理費）※は含まない。
 [※荷造運賃手数料、玄米貯蔵庫や精米施設の建物費、財務研修会参加等の生産に直接関わらないもの]
- 物財費にかかる運賃、手数料、手間賃など購入付帯費を含む。
- 対象期間は、原則として1月1日から12月31日とする。

2 生産費の構成要素



(注) 生産コストは、主産物の生産費に要した費用のみとするため、副産物（くず米等）を市価で評価し、費用合計から差し引くこと。

3 生産コストの費目分類の概要①

費目	分類一覧	留意点
物財費	実際に使った金額を積み上げる	積み上げが難しい場合は、 <u>部門毎按分のルールを別途設定</u> することができる
種苗費	購入（運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含む。以下、各資材についても同じ。）及び自給の種子、苗の消費額	
肥料費	化学肥料※ ¹ 、有機質肥料※ ² の購入及び自給肥料の消費額 （※ ¹ ：硫安、尿素、過りん酸石灰、化成肥料等 ※ ² ：たい肥、きゅう肥、緑肥、くん炭等肥料を目的とする稲わら等）	
農業薬剤費	農業薬剤※の消費額 （※殺菌剤、殺虫剤、殺虫殺菌剤、除草剤、その他の農業薬剤（殺そ剤、植物成長調整剤、展着剤等））	
光熱動力費	光熱動力関係※の消費額 （※重油、軽油、灯油、ガソリン、混合油、モーター油、マシン油、グリス、電気料金、水道料金、ガス料金等）	
その他の諸材料費	苗床材料※ ¹ 、被覆用材料※ ² 、栽培用材料※ ³ 、その他諸材料※ ⁴ の消費額 （※ ¹ ：稲わら、麦わら、竹くい、落葉等 ※ ² ：ポリエチレン、ビニール等 ※ ³ ：縄、杭、釘、針金、竹（償却を必要としない支柱類含む） ※ ⁴ ：主目的が肥料以外の稲わら、麦わら、青草、干草、落葉等）	
土地改良及び水利費	土地改良費、水利組合費、貯水溜の改修費及び共同負担金、用排水路等の整備改修割、水害予防対策費等の負担額（土地造成分を除く）	
賃借料及び料金	共同負担金※ ¹ 、賃借料※ ² 、カントリーエレベーター費等料金※ ³ （※ ¹ ：薬剤共同散布割金、共同施設の負担金、共同苗代の負担金等 ※ ² ：建物、農機具等の賃借料 ※ ³ ：航空防除賃、賃耕料、田植料金、収穫請負わせ賃、脱穀賃、ライスセンター費、カントリーエレベーター費等）	

3 生産コストの費目分類の概要②

費目	分類一覧	留意点
物財費つづき		
物件税及び公課諸負担	物件税※ ¹ 、公課諸負担※ ² ※ ¹ ：固定資産税（土地を除く）、自動車税、軽自動車税、水利地益税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税（土地を除く） ※ ² ：集落協議会費、農業協同組合費、農事実行組合費、農業共済組合賦課金、自動車損害賠償責任保険	経営安定対策の拠出金、とも補償等拠出金、農業共済掛金は含めない
建物費	建物※ ¹ 、構築物※ ² の減価償却費及び修繕費 ※ ¹ ：住家、納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の減価償却費及び修繕費、大工賃、左官賃、材料費等の修繕費 ※ ² ：土地改良設備費〔個人施工のもの（数人の共同施工のものを含む）〕（用水路、暗渠排水設備、コンクリートけい畔、床締め、客土等）、その他の構築物〔たい肥盤、温床わく、肥料溜、支柱類（償却を必要とする竹支柱、鉄パイプ支柱、鉄線支柱等）、斜降索道、農用井戸、稲架、作業道等（玄米貯蔵庫や精米施設は含めない）〕	・定額法による減価償却額に統一
自動車費	自動車類※の減価償却費及び修繕費（車検料、任意車両保険費用も含む） ※農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等	
農機具費	大農具※ ¹ の減価償却費及び修繕費、小農具※ ² の購入費及び修繕費 ※ ¹ ：原動機（モーター、ディーゼルエンジン等）、揚排水機具（ポンプ類等）、耕うん整地用機具（トラクター（乗用、歩行用）、ハロー類、プラウ類等）、施肥・は種用機具（水稻用直播機、ライムソー、肥料混合機、田植機等）、防除用機具（噴霧機、ミスト機、スピードスプレーヤー等）、収穫調製用機具（刈取機類、コンバイン、脱穀機、もみすり機、乾燥機類等） ※ ² ：大農具以外の農具類	
生産管理費	集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料（交通費含む）、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファクシミリ、電話代などの生産管理労働に伴う諸材料費、減価償却費	定期刊行物は含めない

3 生産コストの費目分類の概要③

費目	分類一覧	留意点
労働費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働費（役員報酬含む）については、米生産に係るものの按分額で算出。 ・家族労働費については、実作業時間に留意点に掲げる時給単価を乗じて算出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働費の算出に用いる都道府県別の時給単価は、<u>農産物生産費統計（令和5年産）に基づき、各都道府県の10a当たりの労働費を投下労働時間で除して算出する</u> ・間接労働費は含めない（朝礼等） ・集落営農法人等で中間管理を委託している場合等は、<u>中間管理における標準作業時間を設定する</u>
支払利子	期間中の支払い利子額に米の負担率を乗じて算出	<u>米の負担率は、水田台帳やNOSAI作付状況確認書等に基づき、経営全体における玄米生産に係る割合から（全経営面積中の米作付割合等）算出する</u>
支払地代	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に支払った小作料に米の負担率を乗じて算出（物納の場合は時価評価額） ・米に使用された作付地以外の土地（建物敷地、作業場、乾燥場など）の賃借料及び小作料 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の標準的な料金を大幅に上回る場合は、<u>地域の標準的な料金とすることができる</u> ・米の負担率の算出方法については同上
自己資本利子	1月1日時点の自己資本額に4%を乗じた額（借りたとした場合の見積額）	・自己資本額は、決算書（貸借対照表）で把握
自作地地代	借りたとした場合の見積額（類地小作料、類地賃借料）	地域の標準的な料金や支払地代平均値などを用いることができる

留意事項

- 生産コストの各費目の根拠資料※を併せて提出すること。
※決算書と関係資料（固定資産減価償却関係、生産計画等）、営農計画書、法人定款、作付状況MAP等
- 肥料費や農薬費等を算出するに当たっては、当年分のみを按分すること（確定申告資料の数値をそのまま用いたために次年分も一緒に含まれていることがある）

【別表】 都道府県別時給単価表

(単位：円)

都道府県	時給単価	都道府県	時給単価	都道府県	時給単価
北海道	1,881	静岡県	1,908	岡山県	1,516
青森県	1,453	新潟県	1,523	広島県	1,844
岩手県	1,550	富山県	1,716	山口県	1,558
宮城県	1,673	石川県	1,593	徳島県	1,333
秋田県	1,437	福井県	1,686	香川県	1,489
山形県	1,477	愛知県	1,769	愛媛県	1,416
福島県	1,580	岐阜県	1,678	高知県	1,464
茨城県	1,605	三重県	1,690	福岡県	1,929
栃木県	1,753	滋賀県	1,700	佐賀県	1,324
群馬県	1,708	京都府	1,980	長崎県	1,501
埼玉県	1,833	大阪府 [※]	1,760	熊本県	1,455
千葉県	1,743	兵庫県	2,054	大分県	1,563
東京都 [※]	1,740	奈良県	1,583	宮崎県	1,529
神奈川県 [※]	1,740	和歌山県	1,483	鹿児島県	1,658
山梨県 [※]	1,740	鳥取県	1,528	沖縄県 [※]	1,565
長野県	1,633	島根県	1,602		

※「東京都」、「神奈川県」、「山梨県」、「大阪府」、「鳥取県」、「沖縄県」の時給単価については、統計データがないため、各県が属する地域（「東京都」、「神奈川県」、「山梨県」は関東、「大阪府」は近畿、「鳥取県」は中国四国、「沖縄県」は九州）の平均値からそれぞれ算出。

出典：農林水産省統計部「農業経営統計調査のうち令和6年産農産物生産費統計(個別経営)